

省令

○経済産業省令第二号

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の五、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一及び外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤羽 一嘉

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. It details amendments to the 'Export Trade Management Order' and 'Foreign Exchange Order', specifically regarding technical requirements for goods and technology.

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. It details amendments to the 'Export Trade Management Order' and 'Foreign Exchange Order', specifically regarding technical requirements for goods and technology.

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. It details amendments to the 'Export Trade Management Order' and 'Foreign Exchange Order', specifically regarding technical requirements for goods and technology.

附則
この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

○厚生労働省告示第二号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十一条第一項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第十六条の二第三項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき、障害者労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件

令和二年一月十四日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第三条第三項において「施行規則」という。第十六条の二第三項に規定する特例給付金の額は、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次条及び第四条において同じ。)ごとに、次の各号に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、当該年度に属する各月(当該年度中途

告示